「(337)　ＪＡ807Ａ
(337)の２　ＪＡ807Ｐ
(337)の３　ＪＡ807Ｘ
(337)の４　ＪＡ808Ａ
(337)の５　ＪＡ808Ｐ
(337)の６　ＪＡ808Ｘ
(337)の７　ＪＡ809Ａ
(337)の８　ＪＡ809Ｐ
(337)の９　ＪＡ809Ｘ
(337)の10　ＪＡ810Ａ
(337)の11　ＪＡ810Ｐ
(337)の12　ＪＡ810Ｘ
(337)の13　ＪＡ811Ａ
(337)の14　ＪＡ811Ｐ
(337)の15　ＪＡ811Ｘ
(337)の16　ＪＡ812Ａ
(337)の17　ＪＡ812Ｐ
(337)の18　ＪＡ813Ａ
(337)の19　ＪＡ813Ｐ
(337)の20　ＪＡ814Ａ
(337)の21　ＪＡ815Ａ
(337)の22　ＪＡ816Ａ
(337)の23　ＪＡ817Ａ
(337)の24　ＪＡ818Ａ
」に、

「(344)　ＪＡ822Ｊ
(344)の２　ＪＡ823Ａ
(344)の３　ＪＡ823Ｊ
」を

「(344)　ＪＡ822Ｊ
(344)の２　ＪＡ823Ａ
(344)の３　ＪＡ823Ｊ
(344)の４　ＪＡ824Ａ
」に、

「(345)　ＪＡ824Ｊ
」を

「(345)　ＪＡ824Ｊ
(345)の２　ＪＡ825Ａ
」に、

「(347)　ＪＡ8264
」を

「(削除)　削除
」に、

「(352)　ＪＡ826Ｊ
」を

「(352)　ＪＡ826Ｊ
(352)の２　ＪＡ827Ａ
」に、

「(359)　ＪＡ8287
」を

「(削除)　削除
」に、

「(360)　ＪＡ8288
」を

「(削除)　削除
」に、

「(361)　ＪＡ8289
(361)の２　ＪＡ828Ｊ
」を

「(361)の２　ＪＡ828Ａ
(361)の３　ＪＡ828Ｊ
(361)の４　ＪＡ829Ａ
」に、

「(364)　ＪＡ8299
(364)の２　ＪＡ829Ｊ
」を

「(364)　ＪＡ8299
(364)の２　ＪＡ829Ｊ
(364)の３　ＪＡ830Ａ
」に、

「(366)　ＪＡ8304
(366)の２　ＪＡ830Ｊ
」を

「(366)　ＪＡ8304
(366)の２　ＪＡ830Ｊ
(366)の３　ＪＡ831Ａ
(366)の４　ＪＡ831Ｊ
(366)の５　ＪＡ832Ａ
」に、

「(370)　ＪＡ8324
(370)の２　ＪＡ832Ｊ
」を

「(370)　ＪＡ8324
(370)の２　ＪＡ832Ｊ
(370)の３　ＪＡ833Ａ
(370)の４　ＪＡ833Ｊ
(370)の５　ＪＡ834Ａ
」に、

「(371)　ＪＡ8342
(371)の２　ＪＡ834Ｊ
」を

「(371)　ＪＡ8342
(371)の２　ＪＡ834Ｊ
(371)の３　ＪＡ835Ｊ
」に、

「(386)　ＪＡ8388
」を

「(削除)　削除
」に、

「(426)　ＪＡ8526
」を

「(削除)　削除
」に、

「(475)　ＪＡ8960
」を

「(削除)　削除
」に、

「(476)　ＪＡ8961
」を

「(削除)　削除
」に、

「(479)　ＪＡ8966
」を

「(削除)　削除
」に、

「(494)　ＪＡ8981
」を

「(削除)　削除
」に

改める。

○総務省告示第三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十七年一月十四日

総務大臣　山本　早苗

第一号中

「(7)	131130	黒潮丸	東京都知事	」を
「(削除)	削除	削除	削除	」に、
「(8)	133114	還住丸	同	
(8)の２	142049	あおがしま丸	同	」を
「(8)の２	142049	あおがしま丸	東京都知事	」に、
「(10)	120072	おおさど丸	同	」を
「(削除)	削除	削除	削除	」に、
「(18)	141443	awalineきらら	同	」を
「(18)	141443	awalineきらら	同	
(18)の２	142022	ときわ丸	同	」に、